

「小山市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」のご案内

この給付金は、ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、就職につながる能力開発のために「教育訓練講座」を受講した場合、その講座を修了するまでに支払った受講料の一部を助成いたします。

① 対象になる方 ㊦令和 7 年 1 月に改正しました㊦

ひとり親家庭の母や父であって、次の要件にすべて該当する方です。

- ・小山市に住所がある方
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ・その教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる方
- ・過去にこの給付金を受けたことがない方

① 対象になる講座 ㊦令和 7 年 1 月に拡充しました㊦

- ・雇用保険法に基づき指定された「教育訓練講座（一般、特定一般、専門実践）」となります。

※ ご希望の講座が該当しているか、事前に必ずご確認ください。

※ 指定講座は、ハローワーク窓口、厚生労働省ホームページで確認できます。

① 支給される金額 ㊦令和 7 年 1 月に拡充しました㊦

受講される講座のために支払った費用のうち、入学料、受講料（消費税込）の一部を支給します。講座の種類により支給額の算定方法が変わります。次ページの表をご確認ください。

※ 対象となる入学料、受講料（所要費用という）の金額は、雇用保険法に規定の「教育訓練給付」に準じます。

① 講座の種類と支給額の計算方法 令和 7 年 1 月に拡充しました

講座の種類	市の支給額
○ 一般教育訓練の対象講座 (例) 税理士、介護福祉士実務者養成研修、 社会保険労務士、Web クリエイター など	所要費用の <u>80% または 上限 25 万円</u> のいずれか少ない額
○ 特定一般教育訓練の対象講座 (例) 介護支援専門員実務研修、介護職員初任者 研修、大型自動車第一・二種免許 など	所要費用の <u>80% または 上限 25 万円</u> のいずれか少ない額
○ 専門実践教育訓練の対象講座 (例) 介護福祉士、正・准看護師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士 など	所要費用の <u>80% または 修学 年数×40 万円(上限 160 万円)</u> のいずれか少ない額 ※一定の要件を満たす場合、 追加支給があります。 個別にお問合せください。

【ご注意ください】

- ※ 雇用保険法に規定の教育訓練給付金の支給がある方は、その支給額を上記市支給額から差し引きます。
- ※ いずれも市の支給額が、1 万 2 千円以下の場合は支給しません。

① 市給付金のご利用を希望される方へ

- ・ 給付金をご利用される場合、講座申し込み前までに市役所窓口で手続きが必要です。支給のための要件、講座の種類、支給額の計算など、市役所窓口にてご相談ください。
- ・ 雇用保険に加入されている方、離職して一定期間内の方は、雇用保険法に規定の教育訓練給付を受けることができます。
市給付金のご相談前に、お近くのハローワークにご確認ください。

【問合せ先】

- 給付金に関すること
小山市子育て家庭支援課 子育て支援係
TEL：0285（22）9857
- 母子・父子自立支援プログラム、その他の支援制度に関すること
小山市子育て家庭支援課 こども家庭センター
TEL：0285（22）9627